

別記 第● 景観

1 環境影響評価の対象

(1) 環境影響評価の対象

対象事業の実施が、景観に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。

なお、評価の対象とする景観は、次のとおりとする。

- ア 丘陵、河川等によって構成される自然景観
- イ 土地利用、街並み等によって構成される都市景観
- ウ 地域が一体として有している地域景観、生活空間の景観

(2) 項目選定する事業の考え方

次に掲げるいずれかに該当する場合は、景観を環境影響評価項目として選定することを検討する。

- ア 存在・供用時に、主要な景観構成要素の直接的な改変並びにその改変に伴う地域景観の特性の変化及び困繞景観の変化が予想される場合
- イ 存在・供用時に、対象事業実施区域又はその周辺の代表的な眺望地点からの眺望の変化が予想される場合
- ウ その他景観への影響が予想される場合

2 調査

(1) 調査項目

次に掲げる項目のうちから、事業特性及び地域特性を勘案し、必要な調査項目を選択する。

ア 景観の状況

対象事業に係る予測及び評価を行うために、必要な次の状況を把握する。

(ア) 地域景観の特性

次に掲げる主要な景観構成要素及びこれらの構成要素が一体として有している地域景観の特性を把握する。

- a ランドマークとなっている建築物、道路、橋りょう等の工作物
- b 海、河川等の水辺
- c 市街地の良好な景観を構成する並木、公園、樹林、農地等の緑地
- d 地域の景観を特徴付ける地形、街並み
- e 里山景観を構成する樹林、農地等
- f 史跡等の文化財、歴史的建造物
- g その他の景観

(イ) 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観

対象事業実施区域周辺の眺望地点（不特定多数の人が利用する公共的な場所の

うち主要なもの)の位置及び分布状況、眺望地点から眺望できる主要な景観構成要素、眺望領域等の状況を把握する。

(ウ) 圍繞景観の状態

対象事業実施区域及びその近傍の場の状態、利用の状態、眺めの状態、圍繞景観の価値を把握する。

イ 関係法令、計画等

(ア) 景観法

(イ) 横浜市景観計画

(ロ) 横浜市景観ビジョン

(ハ) 都市計画マスタープラン（全体構想）

(ニ) 都市計画マスタープラン（地域別構想）

(ホ) 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例

(ヘ) 横浜市水と緑の基本計画

(コ) その他必要なもの

ウ その他必要事項

別表1の地域の概況で把握した内容に加えて、予測及び評価を行うにあたって詳細な検討が必要となる事項を把握する。

(2) 調査方法等

ア 景観の状況

(ア) 調査地域、調査地点

調査地域は、対象事業の事業特性及び地域特性を勘案して、対象事業の実施により、主要な眺望地点からの可視領域のうち、景観に影響を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の事業特性及び地域景観の特性を参考に設定する。

(イ) 調査時期、調査時間帯

調査時期は、景観の状況が把握できる晴天の日等の適切な時期とし、晴天の日とすることが望ましい。必要に応じて四季を通しての景観を把握する。

調査時間帯は、昼夜など地域景観の特性に応じた適切な時間帯とする。

(ロ) 調査方法

写真撮影等の現地調査、最新の既存資料の整理による。なお、環境アセスメント技術ガイド等も参考にする。

主要な眺望地点からの景観について写真撮影する場合は、人間の視野角と同等のレンズを使用することを基本とし、撮影日時等の撮影条件を明らかにする。

圍繞景観の状態は、対象事業実施区域及びその近傍を景観区に区分したうえで、景観区ごとの圍繞景観の価値等を整理する。

イ 関係法令・計画等

関係法令、計画等の内容等を整理する方法による。

ウ その他必要事項

(7) 調査地域

原則として「ア 景観の状況」の調査地域とする。

(4) 調査方法

原則として最新の既存資料の収集整理によるもとし、必要に応じて現地調査を行う。

(3) 調査結果

原則として、次の事項から必要なものを選択し、表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

ア 眺望地点の分布を示した図

イ 眺望地点の特徴を整理して記載した表

ウ 眺望地点からの景観の状況が把握できる写真

エ 囲繞景観を調査する場合は、囲繞景観の現況が把握できる写真

3 環境保全目標の設定

「2(3) 調査結果」を勘案するとともに、横浜市景観ビジョン（景観づくりの方向性）等の関係法令、計画等を踏まえ、次に示す事項を参考に適切に設定する。

(1) 地域景観を保全する水準

(2) 周辺景観の調和を損なわない水準

(3) 主要な眺望地点からの眺望阻害を最小限にする水準

(4) 良好な景観の形成

4 予測

(1) 予測項目

「2(1)ア 景観の状況」の項目で、対象事業の実施により変化する景観の状況とする。

(2) 予測方法等

ア 予測地域、予測地点

予測地域は、「2(2)ア 景観の状況」の調査地域を勘案して、対象となる景観の状況を適切に把握し得る地域とする。

予測地点は、「2(2)ア 景観の状況」の調査地点及び調査結果を勘案し、対象となる景観の状況を適切に把握し得る地点とする。

イ 予測時期

原則として工事完了後とし、事業内容を勘案した時期とする。

ウ 予測条件、予測方法

(7) 予測条件の整理

予測を実施するにあたっては、調査で把握した内容のほか、予測の前提となる次

に掲げる事項について、対象事業の内容から必要なものを整理する。

- a 建設予定の工作物の規模、デザイン、配置
- b 土地の改変計画、修景計画
- c その他必要な事項

(1) 予測方法

原則として定量的に把握する方法とし、対象事業の内容及び調査で把握した内容を考慮して、次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、環境アセスメント技術ガイド等を参考にすること。

- a 主要な眺望地点からの景観
 - (a) 完成予想図の作成による方法
 - (b) 可視領域図の作成による方法
 - (c) その他適切な方法
- b 困繞景観
 - (a) 景観区の区分と事業計画の重ね図による方法
 - (b) 完成予想図の作成による方法
 - (c) その他適切な方法

(3) 予測結果

表、図又は写真等を用いて分かりやすく整理する。

5 評価

原則として、視覚化された予測結果を環境保全目標と対比することにより、対象事業の実施が景観に及ぼす影響の程度を評価する。また、事業者により実行可能な範囲で環境影響が回避若しくは低減されているか、又はプラス面の環境影響について考察する。

6 環境の保全のための措置

事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。

(1) 存在・供用時

- ア 周辺景観と調和した施設等の維持管理に関する措置
- イ 植栽の生育環境の確保及び適切な維持管理に関する措置
- ウ 地域景観の特性と調和した状況の維持に関する措置
- エ その他適切な措置

7 事後調査

(1) 事後調査項目

原則として、予測項目及び環境の保全のための措置の実施状況とする。

(2) 事後調査方法等

- ア 事後調査の頻度
予測結果、評価及び環境の保全のための措置を検証可能な頻度とする。
- イ 事後調査時期

原則として予測時期とする。

ウ 事後調査地点

原則として予測地点とする。

エ 事後調査方法

原則として現地調査及び関連資料の整理とする。